

**令和5年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】**

**相談支援系サービス 編
(計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援)**

**令和6年2月
明石市福祉局生活支援室障害福祉課**

目次

1. 基本報酬について

- (1)基本報酬算定における注意点 P. 3
- (2)機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費 P. 5

2. 各種加算について

- (1)公表が必要な加算 P. 17

1. 基本報酬について

(1)基本報酬算定における注意点

【 対象サービス 】

計画相談支援、障害児相談支援

計画相談支援の基本報酬

計画作成…サービス利用支援費 モニタリング…継続サービス利用支援費

障害児相談支援の基本報酬

計画作成…障害児支援利用援助費 モニタリング…継続障害児支援利用援助費

留意点

- 計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施している利用者については、報酬算定は障害児相談支援のみとなります。

計画相談

+

障害児相談

こちらのみ請求

≪厚労省Q&A 一部抜粋≫ 相談支援に関するQ & A (令和3年4月8日) 問46

- 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定される。

1. 基本報酬について

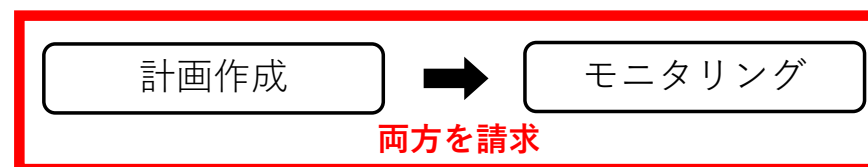
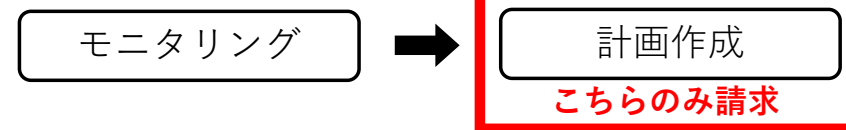
(1)基本報酬算定における注意点

【 対象サービス 】

計画相談支援、障害児相談支援

留意点

- 同じ月に、モニタリングを実施した後、サービス等利用計画を作成した場合は、サービス利用支援費のみ算定することができます。
- 同じ月に、サービス等利用計画を作成した後、モニタリングを実施した場合は、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の両方を算定することができます。



《厚労省Q&A 一部抜粋》 相談支援に関するQ & A（令和3年4月8日）問52

- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
- サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

【 対象サービス 】

計画相談支援、障害児相談支援

令和3年度報酬改定により、特定事業所加算が廃止となり、対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費）が創設されました。

留意点

- 機能強化型は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価するものです。報酬告示等で定められた要件を全て満たしていなければ算定することはできません。
- 厚生労働省から出ている報酬告示及び留意事項通知の内容を十分に確認してください。
- 算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに加算の変更又は終了の届出を提出してください。
- 算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができません。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

算定区分	体制要件	人員配置要件
機能強化型(I)	①～⑥	<u>常勤・専従</u> の相談支援専門員を 4名 以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了
機能強化型(II)	①～⑥	<u>常勤・専従</u> の相談支援専門員を 3名 以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了
機能強化型(III)	①、③～⑥	<u>常勤・専従</u> の相談支援専門員を 2名 以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了
機能強化型(IV)	①、③～⑥	<u>専従</u> の相談支援専門員を 2名 以上配置し、かつ、そのうち1名以上が <u>常勤専従</u> かつ相談支援従事者現任研修を修了

《体制要件》

- ① 利用者（障害児）に関する情報等に係る伝達等を目的とした会議の定期的な実施
- ② 24時間連絡体制の確保
- ③ 相談支援従事者現任研修修了者の同行による研修の実施
- ④ 支援困難ケースの受け入れ実施
- ⑤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ⑥ 取扱件数が40件未満であること

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《人員配置要件》

《留意事項通知 一部抜粋》

- 3名※（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。

※記載の留意事項は機能強化型(Ⅰ)の場合。機能強化型(Ⅱ)の場合は2名、(Ⅲ)の場合は相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名。

- 同一敷地内にある事業所が、特定相談支援、障害児相談支援、一般相談支援、自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A（令和3年4月8日）問64

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。

相談支援に関するQ & A（令和3年4月8日）問66

- 3人目以上※の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。

※記載のQ&Aは機能強化型(Ⅱ)の場合。機能強化型(Ⅰ)の場合は4人目以上、(Ⅲ)と(Ⅳ)の場合は2人目以上。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《体制要件》

①利用者（障害児）に関する情報等に係る伝達等を目的とした会議の定期的な実施

留意点

- 会議は概ねに週1回以上開催し、議事については記録を作成し、5年間保存する必要があります。

《留意事項通知 一部抜粋》

- ・ 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
 - ・ 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - ・ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - ・ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - ・ 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - ・ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A（令和3年4月8日）問67

- ・ 会議は、利用者、家族や関係機関の関係者を含めたものではなく、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《体制要件》

②24時間連絡体制の確保

留意点

- 常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があります。

《留意事項通知 一部抜粋》

- ・ 当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応も可能であること。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関する Q & A (令和3年4月8日) 問68

- ・ 24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りる。
- ・ 利用者の家族や利用しているサービス提供事業所からの相談も対象となる。
- ・ 複数の事業所が協働して体制を確保する場合には、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《体制要件》

③相談支援従事者現任研修修了者の同行による研修の実施

留意点

- 新規に採用したすべての相談支援専門員に対して、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施してください。
- 研修を実施した場合は、同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録してください。

《留意事項通知 一部抜粋》

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《体制要件》

④支援困難ケースの受け入れ実施

留意点

- 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供する必要があります。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A (令和3年4月8日) 問65

- ・ 基幹相談支援センター以外に、(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。
- ・ 当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《体制要件》

⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加

留意点

- 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している必要があります。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A（令和3年4月8日）問65

- 基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《体制要件》

⑥取扱い件数※が40件未満であること ※1月の相談支援専門員1人当たりの取扱い件数

留意点

- 届出提出月の前6月間の取扱い件数で判断します。

《留意事項通知 一部抜粋》

- 1月の当該相談支援事業所全体の相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均で除して得た数とする。
- 当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱い件数に含むものとする。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A (VOL.2) 平成30年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A (VOL.3) 問12の訂正

- 届出提出月の前6月間の実績を基に取扱い件数が40件未満であるかどうかを判断することとなる。例えば、令和3年6月から特定事業所加算機能強化型（継続）サービス 利用支援費を算定するためには、令和3年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である令和2年11月から令和3年4月における取扱い件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

～協働体制による機能強化型～

機能強化型(Ⅰ)～(Ⅲ)については、複数の事業所が協働して要件を満たす場合も算定することができます。

留意点

- 協働体制により算定する場合は、通常機能強化型算定要件に加え、下記の要件を満たす必要があります。
- 特定の事業所に対して過重な負担とならないよう、業務内容の分担について、事業所間で十分に協議を行ってください。

《協働体制要件》

- ① 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。
- ② 機能強化型算定要件を満たしていることを事業所間において定期的（月1回）に確認している。
- ③ 全職員が参加するケース共有会議や事例検討会等を月2回以上共同して実施している。
- ④ 運営規程に地域生活支援拠点等として位置付けられていることを規定している。
- ⑤ 各事業所において常勤・専従の相談支援専門員を1名以上配置している。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《協働体制要件》

協働体制を確保する事業所間における協定の締結について

- 協定の締結先に同一法人の事業所を含めることも可能です。
 - 以下の事項を含む協定を締結することが必要です。
 - ① 協定の締結年月日
 - ② 協定を締結する事業所名
 - ③ 協定の目的
 - ④ 協働により確保する体制の内容
 - ⑤ 協働体制が維持されていることの確認方法
 - ⑥ 協働する事業所の義務
 - ⑦ 協定が無効や解除となる場合の事由や措置
 - ⑧ 秘密保持
 - ⑨ 協定の有効期間
- ※⑥～⑨については、締結先が同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要です。

1. 基本報酬について

(2)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

《厚労省Q&A 一部抜粋》

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A (VOL.2) 問31

- 協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A (VOL.2) 問32

- 以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。
協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協議する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。
- ここでいう協定とは、事業所間における取り決めのことをいい、事業所間相互の体制構築について確認し、書面により保管することを趣旨とするものであることから、協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能である。なお、「協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間」については、他法人の事業所と協定を締結する際に協定事項とすることを想定した事項であり、同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要である。

2. 各種加算について

(1)公表が必要な加算

【 対象サービス 】

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※地域移行支援と地域定着支援はピアサポート体制加算のみ対象

主任相談支援専門員配置加算

行動障害支援体制加算

精神障害者支援体制加算

要医療児者支援体制加算

ピアサポート体制加算

留意点

- 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を指定権者（明石市）へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を **事業所に掲示し、HPやワムネット等に公表**する必要があります。